

うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第 3 6 号

うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業給水条例（平成 1 7 年うるま市条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の表中

「	
備考	
1	営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等家庭生活に直接関係のうすい営業の用に使用する場合をいう。
2	官公署用とは、官公署、学校等及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。
3	基地用とは、アメリカ合衆国軍隊等の用に水道を使用する場合をいう。
4	臨時用とは、建設工事、興業及び売店等短期間臨時の用に水道を使用する場合をいう。
5	船舶用とは、船舶用に水道を使用する場合をいう。
6	演習用とは、消防用に水道を使用する場合をいう。
7	家庭用とは、前各項以外の用に水道を使用する場合をいう。

」を

削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の表に規定する用途別の適用基準については、規程で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第 1 1 条に規定する給水契約の申込みに対する承認を受けた者及び第 1 6 条第 1 項第 2 号に規定する用途の変更に係る届出をした者の水道の用途別については、なお従前の例による。